

# 会 議 録

会議名	令和4年度 第1回豊田市入札監視委員会		
日 時	令和4年7月13日(水) 午前10時00分～午前11時30分		
場 所	豊田市役所 南庁舎5階 51会議室		
出席者	委員長 曾我部 博之	総務部	副部長 塚田 良
	委 員 河野 伊知郎		検査監 田中 一弘
	岡田 千絵	契約課	課 長 加藤 純也
			副課長 福岡 宏泰
			担当長 岸上 和美
			担当長 山口 敏宏
			担当長 鶴田 智之
		上下水道局総務課	課 長 下川 涼太郎
			副課長 成瀬 孝紀
		担当長 柴田 利行	

1 総務部副部長あいさつ

2 委員長選出

曾我部委員を委員長に選出

3 報告事項

(1) 令和3年度の契約状況

◇市長部局

質 問	回 答
建築一式工事の不調・不成立割合が令和元年度から大きく下がっており、その水準を保っている。市の取組による効果等、要因はあるか。	具体的な原因は不明であるが、発注時期を早め、年度内で施工時期を平準化するなどの取組が一因と考えられる。
原材料等の高騰により、業者の資材調達も厳しいのではないか。	全体的に資材は高騰している。業者にしわ寄せがいかないよう、適切な積算を行っている。受託後に大きく高騰した場合は、変更契約を行う制度もあり、今後このような対応が増加するかもしれない。
建設工事の工種別入札参加者数にばらつきがあるが、理由はあるか。	様々な要因があるが、業者が利益を見込めると判断した案件の参加は多く、現場が分散している、年度の中盤で技術者不足で入札に参加できないと判断した案件は参加が少なくなると考えられる。

◇上下水道局

質 問	回 答
建設工事について、不調・不成立の減少は市長部局と同じ理由か。	市長部局と同様に早期発注や平準化等の取組によるものと思われる。

建設工事の平成 29 年度から令和元年度の土木一式の不調・不成立の割合が高い理由は。	オリンピック関連工事で、作業員が取られてしまったのではないかとと思われる。
複数年度契約の更新等が重なる年度は契約金額が大きくなると思うが把握しているのか。	総務課では取りまとめしていないが。予算管理を行う経営管理課で把握していると思われる。
浄水場の膜処理施設維持管理業務は、他市でも 1 者特命なのか。	調査等をしたことはないが、業務の特殊性から同様であると思われる。
住宅地等の人口が減少していったとしても、水道管の修繕等を実施していくのか。	人口が減っても、修繕が必要な場合は修繕を行うことになる。

(2) 入札参加停止等の状況

入札参加停止の決定について

質 問	回 答
独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反とは、談合を指すのか。	そのとおりである。
過失により工事を粗雑にしたとして参加停止となった事案があるが、このようなことは頻繁に起こるのか。また、意図的なものだったのか。	粗雑工事はあってはならないと考えている。下請業者が、工期が迫っていたためこのような施工を行い、元請けが把握できていなかったと確認している。
今回の処分は、当該業者の総合評価方式における持ち点に反映されるのか。同様の施工を繰り返す可能性もあり、早期に反映したほうがいいのではないのか。	将来的に反映される仕組みとなっているが、時期については要綱に沿って行うしかない。来年度の総合点に反映されるが、参加停止期間から今年度発注する工事の受注が困難になると思われる。
当該業者の施工した工事についてサンプリングはしないのか。	当該業者が関与した区画整理工事については、粗雑工事はないと確認している。

4 審議事項

(1) 令和 4 年 3 月、6 月議会案件

意見等なし

(2) 委員選定案件等

◇市長部局

質 問	回 答
プロポーザル方式による契約は、一者特命随意契約となるのか。	選考により特定された 1 者と契約するため、一者特命随意契約となる。
こども園等産業廃棄物処理業務委託で、参加業者の入札金額に差があるが、考えられる要因はあるか。	明確な理由は不明である。落札業者以外の業者に積算の確認はしていない。落札金額が著しく低い場合は、業者に聞き取りをする場合もある。
指名競争入札において、入札結果「未受領」となっている業者があるが、どのような状況を指すのか。	指名したことは業者に伝えているが、業者が入札システムで辞退又は、入札手続きを行わなかった場合、未受領となる。

◇上下水道局

質 問	回 答
複数回の見積書の提出とあるが、何度も提出してもらうことになるのか。	一者特命随契の案件で、予定価格内に収まるまで、見積書の提出をお願いしている。
覚書とはどのようなものなのか、また、覚書による業務は他にもあるのか。	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法」に基づき市内処理場の清掃業務を引き受けていた清掃業者と締結した覚書である。覚書による業務は他にはないと思われる。
指名競争入札の基準はあるのか。	今回のケースは産業廃棄物の収集運搬業務であり、事前に収集運搬業の許可を有する業者を確認しているため、指名競争入札で行っている。

5 その他

第2回委員会の開催予定について

第2回開催予定は、11月を予定